

青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定及び健康保健法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)における介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

(1) 介護保険料の対象期間の変更【第4条第1項】

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料を設定したことから、平成30年度から令和2年度までとなっている対象期間を令和3年度から令和5年度までに変更しようとするものである(保険料は第7期と同額)。

(2) 所得指標の変更【第4条第1項第6号イ】

令和2年度税制改正に伴い、低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことから、本条例の合計所得金額について、当該特別控除適用後の金額となるよう変更しようとするものである。

(3) 保険料減免の特例の対象期間の変更【附則第5条】

世帯の生計を維持することが著しく困難であると認められる者を対象とする保険料減免の特例について、継続して減免できるようにするため、平成30年度から令和2年度までとなっている対象期間を令和3年度から令和5年度までに変更しようとするものである。

(4) 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例【附則第7条】

平成30年度税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされたことから、意図せざる影響や不利益が生じないよう、介護保険法施行令の改正により、令和3年度から令和5年度までの保険料に係る所得段階の算定方法を変更しようとするものである。

3 施行期日

令和3年4月1日